

～遊漁船業法の改正について～

遊漁船業の適正化に関する法律が改正され、令和6年4月1日から、遊漁船業の制度が大きく変わります。

改正の背景

- ① 利用者の保護・・・遊漁船業は、利用者の「命を預かって」営業している
- ② 遊漁船業における死傷者数の増加・・・北海道の遊覧船事故、宮崎県の遊漁船事故など、死傷者を伴った事故が増加している

改正のポイント

(1)業務規程

- ・業務規程の内容が大幅に変更
- ・登録、更新、変更の際は、申請時に業務規程の提出義務化

***業務規程の内容が基準に適合しない場合は、登録・更新申請を拒否することもある**

***すべての遊漁船業者は、新しい業務規程の作成・提出が必要
(提出期限:令和6年10月1日)**

(2)遊漁船業務主任者

- ・業務主任者の業務見直し
- ・欠格期間延長

(3)重大事故

- ・重大な事故が発生した場合の、**都道府県への報告義務化**
- ・都道府県による事故情報の公開

(4)情報の公表

- ・利用者の安全に関する項目の、インターネットによる公表の原則義務化

(5)損害賠償措置

- ・保険の加入者数を「遊漁船の定員」から、「**利用者の定員**」に変更
(瀬渡しの場合)
- ・損害賠償措置の**限度額引上げ**

(6)厳罰化

- ・登録の**欠格期間延長**
- ・処分歴のある業者の**登録有効期間短縮**
- ・罰則強化

〔業務規程〕 変更のポイント

【別表1】・・・船長・業務主任者その他の従業員の確保

- ・遊漁船の隻数に応じた船長・業務主任者・乗組員等を確保する
（同時に2隻以上運航する場合。船長と業務主任者は兼務可能）
- ・連絡責任者は陸上にいる人物を選任する
（洋上にいる船長や業務主任者は選任できない）

【別表2】・・・案内する漁場の位置及び安全管理体制

- ・案内する漁場を明記する（図面での提出も可能）
- ・立入禁止場所への案内禁止！
 - *立入禁止場所とは、管理者が立入を制限している場所のこと
（例：山形県の管理する港湾・漁港の防波堤及び離岸堤）
- ・安全管理体制を構築する（周囲の見張り、瀬渡しの場合は定期巡回など）

【別表4】・・・利用者の安全確保に必要な設備等

- ・船舶安全法に規定されている通信設備・救命設備を設置する
 - *船舶安全法の改正により、航行区域などの条件から救命いかだ、無線等の通信設備、位置発信装置の設置が義務付けられた。
 - *遊漁船の場合、安全設備の設置期限について、当初令和7年4月1日以降の法定点検までとなっていたが、最新の情報では「検討中」に変更された。

【別表5の1】・・・出航前検査

- ・船長は、出航前に船舶や機器等の検査を実施する
- ・業務主任者は、出航前検査の実施を確認し、検査の記録を保管する（1年間）

【別表5の2】・・・飲酒検査

- ・業務主任者は、出航前に、船長・業務主任者・乗組員の酒気帯びの検査を実施し、記録を作成する
- ・遊漁船業者は、検査の記録を保管する（1年間）
- ・酒気帯び状態での業務禁止！

【別表6】・・・救命胴衣の着用

- ・利用者が乗船する際に救命胴衣を着用させる
- ・乗船中（船室外）は救命胴衣を常時着用させる

【別表7】・・・出航中止・帰航基準

- ・遊漁船業者は、出航中止基準及び帰航基準を設定する
- ・出航中止基準に該当した場合は、出航中止！
 - * 出航中止基準に該当しない場合でも、状況に応じて判断する
- ・遊漁案内中、帰航基準に該当した場合は、速やかに帰航する
 - * 出航中止基準の1つに「**海上警報(風・霧等)、波浪警報、津波警報・注意報の発令中**」があります。
特に「**海上風警報**」は出航前に**必ず確認!**

【別表9】・・・海難発生時の対処及び連絡体制

- ・船長は、海難事故等が発生した場合、
 - ① 速やかに海上保安機関等に連絡する
 - ② 連絡責任者に事故の状況を連絡する
- ・連絡責任者は、
 - ① 医療機関への連絡等、必要な措置をとる
 - ② 利用者の緊急連絡先に連絡する
- ・重大事故が発生した場合は、速やかに事故報告書を提出する
(重大事故:衝突・乗揚げ・火災・転覆・機関故障・死傷者発生)

～注意!～

届出した業務規程の内容に違反した場合、
遊漁船業法第20条の規定に基づき
「業務改善命令」が出されます。
その後も改善が見られない場合は、
最終的に「登録取消し」となります。

〔業務主任者〕 変更のポイント

・欠格期間の延長

＊業務改善命令により業務主任者を解任された場合、**欠格期間が5年に延長**(令和6年4月1日時点で欠格期間に該当している場合)

・業務主任者に追加される業務

【出航前に行うもの】

- ① 出航前検査の実施、記録の保存
- ② 乗船時、利用者の救命胴衣着用徹底
- ③ 乗組員全員の酒気帯び等確認の実施、記録の提出
- ④ 遊漁船業者の出航判断に関する意見

【乗船中に行うもの】

- ⑤ 安全確保に必要な指導・助言(利用者が乗船中に守るべき行動など)
- ⑥ 瀬渡しの場合、利用者の安全管理の実施

【帰航後に行うもの】

- ⑦ 乗務記録の作成(気象・海象、案内した海域、発生した事故など)

〔業務主任者実務研修〕 変更のポイント

・研修期間

→30日に延長

・研修内容

→業務形態(船釣り・瀬渡し・体験漁業等)ごとに実施
(船釣りで研修を受けた場合、瀬渡しでの登録は不可)

・研修の実施者

→1年以上の実務経験を有すること
研修を実施する能力があること

・研修後

→受講者の研修内容に対する理解度について、確認の実施
研修記録の作成・保存

〔損害賠償措置〕 変更のポイント

・限度額

→1人当たり5,000万円以上に引上げ(変更期限:令和7年4月1日)

・「定員」について

→「遊漁船の定員」ではなく、「利用者の定員」に変更

**磯渡しの場合、同時に利用する最大人数(利用定員)を決め、
利用定員分の損害賠償措置に加入**

(例)遊漁船の旅客定員10名の場合

- ① 沖合の磯に3往復して最大30人を同時に渡す＝利用定員30名
- ② 1便で10名を磯に渡し、2便で10名を磯に渡すが、その帰りに1便の10名を連れ帰る＝利用定員20名
- ③ 磯に10名を渡している間、同時に船釣りも行う＝利用定員20名

〔厳罰化〕 変更のポイント

・登録期間→以下に該当した者の、次回登録(更新)時の**有効期間短縮**

- ① **事業停止命令を受けた者:1年**
- ② **業務改善命令を受けた者:3年**
- ③ **事故報告違反・情報公開違反で過料に処せられた者:3年**

・登録の欠格期間延長→**欠格期間を5年に延長**

(令和6年4月1日時点で2年間の欠格期間に該当の場合も、5年に延長)

・欠格要件追加

→現行の登録拒否要件に加えて、

①船員法違反、②処分逃れの廃業、③密接関係者、④暴力団関係が追加

・罰則引上げ(業務改善命令違反)

→**1年以下の懲役又は150万円以下の罰金に引上げ**
(法人は1億円以下の罰金)